

諮問庁：北九州市長

諮問日：平成27年7月21日（諮問第51号）

答申日：平成28年9月29日（答申第51号）

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の「1 対象文書名及び頁」欄に掲げる各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の「4 開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成27年条例第49号及び第50号による改正前の北九州市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月26日付け北九保セ保保第319号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めらる。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 医療機関から一方的に受けた医療行為に関する重大な医療情報を得て、弁護士への相談の材料に使用するため、また、市や警察及び医療機関に対して損害賠償訴訟を提起するために、開示を受ける必要がある。
- (2) 強制措置入院は、本人の任意入院ではなく、市や警察署、医療機関の判断により出される医療制度であり、本人の意思が全く尊重されない人権無視の犯罪行為であると考えらる。
- (3) 個人情報保護の観点から個人名を黒塗りしているが、それは黒塗りされた関係者による過失であって、異議申立人の過失ではないから、保護されるべきものではない。犯罪事件として検挙するなど、犯罪の捜査に必要となってくる書類であるから、開示されるべきである。

第3 処分庁の説明の要旨

処分庁の説明は、理由説明書及び意見聴取における説明によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件異議申立てに係る行政文書について

本件異議申立てに係る行政文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第29条の2第1項の規定による入院措置（いわゆる緊急措置入院）をとるかどうかを判断するため、精神保健福祉法第51条の12第1項の指定都市の市長（北九州市においては市長から委任された保健所長）が同項の規定により精神保健指定医に行わせる診察（以下「緊急措置診察」という。）を平成〇〇年〇〇月〇〇日に、異議申立人に対して実施したことに関するものである。

(1) 「添付文書・施行先明細書」と題する文書

緊急措置診察の実施についての起案文書の表紙である。

「起案者」の欄に、異議申立人に対する緊急措置診察の実施についての起案者の氏名（別表の整理番号1）が記載されている。

(2) 「精神保健福祉法第29条の2の規定に基づく精神保健指定医の緊急措置診察の実施」と題する文書

緊急措置診察の実施についての保健所長に対する伺い文である。

「緊急措置診察を行う指定医」の欄に異議申立人に対する緊急措置診察を行った指定医の氏名（別表の整理番号2）が、「立会する職員の所属・氏名」欄に異議申立人に対する緊急措置診察に立会した職員の氏名（別表の整理番号3）が、「診察理由」欄に異議申立人に対する緊急措置診察を行った理由（別表の整理番号4）が記載されている。

(3) 「精神障害者等の保護通知」と題する文書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、〇〇〇警察署が保健所長宛に、異議申立人を保護するに至った経緯を通知した文書である。

(4) 「精神科救急時聴取事項整理票」と題する文書

警察署で逮捕又は保護された者について、精神障害が疑われるため、保健所に連絡が入った場合に、保健所の職員が、警察、警察署への来署者、医療機関、逮捕又は保護の対象者等から聴取した事項等を記載するための整理票である。

この文書には、警察署の担当者の氏名（別表の整理番号7、整理番号9）、保健所の担当者の氏名（別表の整理番号8、整理番号19）及び警察署に来署した異議申立人の〇〇の電話番号（別表の整理番号10から12まで）が記載されている。

さらに、「来署者から聴取する事項」の「最近の生活歴」欄及びその周囲に異議申立人に対する評価に関する事項（別表の整理番号13から17まで）が、「来署者から聴取する事項」の「治療の意思」欄に異議申立人に対する治療に係る異議申立人の〇〇の意思（別表の整理番号18）が記載されている。

(5) 「精神保健指定医による診察の実施について（通知）」と題する文書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、保健所長が精神保健指定医に対して異議申立人の緊急措置診察を依頼した文書である。

当該精神保健指定医の氏名（別表の整理番号20）が記載されている。

2 不開示情報該当性について

（1）別表の整理番号1から3まで、7から9まで、19及び20について

当該部分は、いずれも公務員の氏名であるが、異議申立人に対する緊急措置診察の実施及び精神保健福祉法第29条の2の規定に基づく緊急措置入院の要否の判断に重要な役割を果たした者等に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるとともに、一般に、これらの情報を開示した場合、緊急措置診察に対する不満や、緊急措置診察の決定に関わった職員及び精神保健指定医に対する不信感、誤解に基づき、緊急措置診察の決定内容や緊急措置診察の内容の詳細を確かめるため、職員や精神保健指定医の私生活や業務に支障を及ぼすような行為がなされることが予想され、ひいては緊急措置入院制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第18条2号及び7号に規定する不開示情報に該当する。

（2）別表の整理番号4、5及び13から17までについて

当該部分は、いずれも異議申立人の評価に関する部分であるが、緊急措置診察の実施の要否を判断するために必要な情報であり、事柄の性質上、本人の認識や意向に沿わない事柄を含むものである。

緊急措置診察は、本人の意思に反して強制的に入院させる緊急措置入院の要否を判断するために行われるものであることから、その実施のためには極めて厳格かつ適正な判断が要請されており、患者本人の意向にとらわれない客観的かつ具体的な内容であることが要求されている。これらの情報が開示されるとなると、本人の反応等に配慮して簡易で表面的な情報しか得られず、緊急措置診察の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第18条7号に規定する不開示情報に該当する。

（3）別表の整理番号10から12までについて

当該部分は異議申立人の〇〇の電話番号であるが、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。

よって、条例第18条2号に規定する不開示情報に該当する。

（4）別表の整理番号18について

当該部分は異議申立人に対する治療に係る異議申立人の〇〇の意思であるが、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。

よって、条例第18条2号に規定する不開示情報に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成27年7月21日 | 諮問の受理 |
| ②同年8月18日 | 処分庁から理由説明書を收受 |
| ③同年9月15日 | 審議 |
| ④同年10月27日 | 審議 |
| ⑤同年11月19日 | 審議 |
| ⑥同年12月15日 | 審議 |
| ⑦平成28年1月15日 | 処分庁から意見聴取を行った |
| ⑧同年1月26日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑨同年3月18日 | 審議 |
| ⑩同年4月19日 | 審議 |
| ⑪同年5月12日 | 審議 |
| ⑫同年6月21日 | 審議 |
| ⑬同年8月4日 | 審議 |
| ⑭同年8月26日 | 審議 |
| ⑮同年9月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別表の「1 対象文書名及び頁」欄の「文書名」に掲げる各文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、別表の「3 処分庁の不開示理由」欄に記載のとおり、条例第18条2号、7号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分を開示すべきとして原処分の取消しを求めている。

処分庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 別表の整理番号1から3まで、7から9まで、19及び20について

(1) 情報内容について

整理番号1、3、7から9まで及び19は、措置決定に携わった北九州市又は福岡県警察の職員の氏名、役職に関するものである。

整理番号2及び20は、緊急措置診察を行った精神保健指定医の氏名である。緊急措置診察は、精神保健指定医が、非常勤の特別職地方公務員の地位において行う職務である。

(2) 条例第18条2号、7号該当性について

これらの情報は、精神保健福祉法第27条1項の規定による診察の実施の要否又は措置入院の要否の判断に重要な役割を果たした者等（以下「措置入院担当者」という。）に関する情報である。

これらの情報が開示されると、精神保健福祉法第27条1項の規定による診察対象となった者（以下「診察対象者」という。）が診察対象となったこと、また、その後の入院、加療等に対する不満や経緯の詳細等を確かめるため、措置入院担当者に様々な働きかけを行い、その業務に支障を及ぼすおそれが生じることを否定できない。

さらに、こうした診察対象者との摩擦を避けるため、措置入院担当者が、緊急措置入院に関する率直な意見を表明することや当該意見を関係書類へ記載することをちゅうちょするなどにより、緊急措置入院制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることも否定できない。

したがって、これらの情報を開示すると、緊急措置入院制度に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第18条7号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 別表の整理番号4、5及び13から17までについて

(1) 情報内容について

整理番号4、5及び13から17までは、緊急措置診察の実施の要否を判断するため、措置入院担当者が、第三者から、診察対象者の性格、生活歴（学歴・職歴・奇異な言動行動等）などに関して聞き取った情報であると認められる。

当審査会が見分したところ、これらの情報は、次のように区分することが可能である。

ア 第三者の診察対象者に対する評価（私見）と言えるもので、下記イに該当するものを除いた情報（以下「評価情報」という。）

イ すでに開示されている情報と照合すると、診察対象者も了知していると判断できる情報又は診察対象者の日常生活に関する客観的事実と言える情報（以下「本人了知情報」という。）

以下、「評価情報」及び「本人了知情報」について、条例第18条7号該当性について検討する。

(2) 「評価情報」の条例第18条7号該当性について

「評価情報」には、診察対象者の認識や意向に沿わない事項が含まれているものと認められる。こうした情報について、第三者が、自ら述べた内容について

て、診察対象者に開示されることを全く想定せず、かつ開示されないことを期待することはやむを得ないものといわざるを得ない。

にもかかわらず、これらの情報が開示されるとなると、第三者が、本人の反応等に配慮して、本人の認識や意向に沿わない事項の意見を述べることを控え、簡易で表面的事項しか意見を述べなくなるなど、第三者からの意見聴取に支障を及ぼすおそれを否定することはできない。

また、こうした情報が診察対象者に開示されると、誰しものが例外なく、これを従順かつ平穏に受容するという事態は想定しがたいのであり、それらの者の中には、意見を述べた第三者の自らの評価に関して、その真偽や詳細等を確認するため、第三者の平穏な日常生活に支障を及ぼすような態様に出るおそれを否定することはできない。

したがって、これらの情報は、緊急措置入院制度に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第18条7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 「本人了知情報」の条例第18条7号該当性について

「本人了知情報」は、本人が了知している事項又は日常生活に関する客観的事実という性格からすると、これを開示したからといって、その真偽や詳細等を確認するため、診察対象者が、意見を述べた第三者の平穏な日常生活に支障を及ぼすような態様に出るおそれがあると認めることはできず、措置入院制度に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

別表の「2 不開示部分」欄のうち、この「本人了知情報」に該当すると認められるものは、整理番号4の「診察理由」の欄18行目の13文字目から45文字目まで、整理番号15の「来署者から聴取する事項」の表中「最近の生活歴（学歴・職歴・奇異な言動行動等）」欄にある「○○○」と記載された下部の1行目から3行目まで並びに整理番号16の「来署者から聴取する事項」の表中「最近の生活歴（学歴・職歴・奇異な言動行動等）」欄にある「家族構成」記入部分の左側に記載された1行目の1文字目から3文字目まで及び3行目から4行目までであり、これらの情報はいずれも開示することが妥当である。

4 別表の整理番号10から12まで及び18について

(1) 情報内容について

整理番号10から12までは、来署者（第三者）の電話番号である。

整理番号18は、異議申立人に対する治療に係る第三者の意思である。

(2) 条例第18条2号該当性

これらの情報はいずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、不開示とすることが妥当である。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を条例第18条2号、7号に該当するとして不開示とした決定については、別表の「4 開示すべき部分」欄に掲げる部分は、条例第18条7号に該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は、条例第18条2号、7号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

6 審査会の意見

審査会の判断は上記のとおりであるが、本件開示請求は、精神保健福祉法に関するものであることから、次のとおり意見を申し述べる。

障害を理由とする差別の解消に向けて、平成18年12月13日、国連総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成20年5月3日に発効した。我が国は、平成19年9月28日に、この条約に署名し、平成26年2月19日から効力が発生した。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、北九州市においても「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」を策定した。

実施機関においては、今後、個人情報保護条例の運用、特に不開示とする旨の決定にあたって、障害者差別解消法の「誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的とする基本理念を十分に考慮したうえで行われるよう期待する。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	原 田 美 穂
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩 耶 子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分	3 処分庁の不開示理由 (条例第18条)	4 開示すべき部分
整理番号	文書名	通頁			
1	添付文書・施行先明細書	1	起案者の氏名	2号、7号	なし
2	精神保健福祉法第29条の2の規定に基づく精神保健指定医の緊急措置診察の実施	2	「緊急措置診察を行う指定医」欄の氏名	2号、7号	なし
3		2	「立会する職員の所属・氏名」欄の氏名	2号、7号	なし
4		2	「診察理由」の欄18行目の13文字目から19行目の26文字目まで	7号	18行目の13文字目から45文字目まで
5		2	「診察理由」の欄21行目29文字目から45文字目まで	7号	なし
6	精神障害者等の保護通知	3	なし		
7	精神科救急時聴取事項整理票	4	「第1報」記載者欄にある警察署担当者の氏及び役職	2号、7号	なし
8		4	「保健所への連絡」欄にある保健所担当者の氏	2号、7号	なし
9		4	「警察から聴取する事項」の表の右側にある「〇〇交番」と記載された下部にある警察職員の氏	2号、7号	なし
10		5	「来署者」の表中「TEL」欄の電話番号	2号	なし
11		5	「来署者から聴取する事項」の表の左側にある「〇〇」と記載された下部にある電話番号	2号	なし
12		5	「来署者から聴取する事項」の表の左側にある「〇〇」と記載された右側にある電話番号	2号	なし
13		5	「来署者から聴取する事項」の表の左側にある「〇〇」と記載された下部にある1行目から11行目まで	7号	なし

1 対象文書名及び頁		2 不開示部分	3 処分庁の不開示理由 (条例第 18 条)	4 開示すべき部分	
整理番号	文書名				通頁
14		5	「来署者から聴取する事項」の表中「最近の生活歴（学歴・職歴・奇異な言動行動等）」欄にある「〇〇〇」と記載された右側の 8 文字	7 号	なし
15		5	「来署者から聴取する事項」の表中「最近の生活歴（学歴・職歴・奇異な言動行動等）」欄にある「〇〇〇」と記載された下部の 1 行目から 3 行目まで	7 号	すべて
16		5	「来署者から聴取する事項」の表中「最近の生活歴（学歴・職歴・奇異な言動行動等）」欄にある「家族構成」記入部分の左側に記載された 1 行目から 8 行目まで	7 号	1 行目の 1 文字目から 3 文字目まで 3 行目から 4 行目まで
17		5	「来署者から聴取する事項」の表中「最近の生活歴（学歴・職歴・奇異な言動行動等）」欄にある「家族構成」記入部分の右側に記載された 1 行目から 3 行目まで	7 号	なし
18		5	「来署者から聴取する事項」の表中「治療の意思」欄の記載	7 号	なし
19		6	「危機対応チームの意見」の表の下部にある「保健所への連絡」欄にある保健所担当者の氏	2 号、7 号	なし
20		精神保健指定医による診察の実施について (通知)	7	「精神保健指定医」の氏名	2 号、7 号